

今月中は困難に

水俣病未認定患者の審査

県審査会と接触できず

水俣病の審査認定について環境庁から「差し戻し裁決」を受けた県は、未認定患者九人の審査を県公害被害者認定審査会（徳田勝比呂会長）に再諮問することになったが、伊藤衛生部長は十七日の県議会厚生委員会で「八月中の審査は困難になった」と述べた。

その理由として同部長は、環境庁からの正式文書が届いていないことを上げたが、実際は同審査会の徳田会長と「差し戻し裁決」後、接触が得られないでいるため

である。

この日の委員会で社会党の橋本清四郎議員は、「未認定患者は、いずれも一日も早く審査会が開かれ、認定されることを望んでいる。しかしいまだに開かれないのはなぜか」と追及した。これに対し伊藤部長は「患者側の意向に沿って八月中に審査会を開く予定でいたが、また環境庁から正式な裁決文書が届いていない。このため審査会を開けないでいる」と答え、審査会との関係については答

えを避けた。

しかし審査会内には、環境庁の裁決に不満を持っている委員もあり、県と審査会との間が、微妙な関係になっている。特に徳田会長は「病後前養中」との理由で、県との接触を避けている。このため県では再諮問について審査会との話し合いの糸口がつかめないでいるのが現状。伊藤部長は十六日も林原大医学部長に会い、同部長を通じて各委員への協力を要請した。